

はどうしても局舎の便その他でかかるわけでございます。御指摘の点につきましてさらに一段と事務を促進いたしまして、ぜひとも年内には相当なものは開局できるという運びにいたしたいと思ひます。

また、ただいまの簡易郵便局の点でございますが、これは手数料が安いという面もございまして、多くの希望者が得られないというような状況に相なっておりますけれども、本年度の予算にこの手数料の増額の方算も少々認められておりますので、こういうような措置をも合せまして、この簡易郵便局の設置につきましても同様に促進をいたしたい、このように考へておる次第でございます。

○片島委員 どの省におきましても、その年度の予算が国会を通過するのを非常に待ちに待って、予算が通過すると同時に計画を作つて実施に移るのに、郵政当局は、三十二年度の予算が通過して三十二年度の終りの三月になつてから、それを年々各地方局に通達をしておつた。これはおそれなくここに於ける委員の方々は非常に不思議な事務の進め方だと、おかしく考へられるであらうと思ふ。どの省でも、その予算が通過するのを待ちあぐんで、実行計画を立てるのです。それを年度が終るときになつてその年度のやつをやろうというの、これは一年間わざわざ遅滞させておることになるのであります。しかもそれが、毎年来を見ますと、一年間おそれても、その五十局というのが四十局ぐらゐしか完成をしておらない。各地方から窓口機関を開設してもらいたいという要望は数百局から一千局あるの

す。これは前の大任もはつきりと言つておられますように、無集配の特定局を設置してもらいたいという要望が、この特別国会においても数件陳情が出たおるのであります。全国では数百ないし一千ある。それが毎年五十局予算が通過をしておつたのに、それを年度末になつて通達をして、しかも予算一ぱいはやつておらないという状況です。三十二年度の五十局を今年の三月になつて通達をしたとすると、今年新しく通過をした二百局と、それから昨年分のしよゝい込み五十局、二百五十局をやらないやうな実績、実力から言へば、一年おくれをやってすら五十局しか消化できなかった。郵務局長がかわつた、大臣がかわつたからといつて、どれだけの、何倍の実力を発揮せられるかわかりませんけれども、これは置局できない原因といふのは、やはり局舎の問題、あるいは定員の問題——ことし二百局のうち局長定員が二百名とれて、あとのいわゆる事務員の定員の二百人は、事業の取扱いがふえたからといふその予算の中に隠しておる。これはうっかりすると、悪く解釈をすれば、局を作つて新しい窓口機関を増設するかのやうに見せかけて、実際は予算で定員をとつて、その定員を適当に自分のところで食つていく、こういう手段に使われておるのじゃないか。現に今日まで置局を一年間おくれさせたといふのは、定員が一年間だけ何かの方へ回されたわけで、決してこれを大蔵省に返上しておるわけではありせんから、そういうようにして今年も二百五十局については——局

舎の建築などというのは、どここの地点に設置するかというやうな非常に重大な問題があるのです。その困難性といふのは従来一つも解決されておらない。条件は全く同じなんです。同じ条件のもとに、昨年の五十局をしよゝい込みながら、今まではそれだけすゝ消化できなかったのに、今年度の新規の二百局を、もう年度も中途になつたとしておるのであります。果してこれを實行できる自信があるのかどうか。口先の先で言つても、それは實行できせん。できないのです。一局を作るのに、もたもたして大へんなことです。地方に行つてみると、局舎の新設あるいは局長の人事の問題——今寺尾大臣は特定局制度の問題ともからみ合せてと言われたが、そんなことをからみ合せたら、これは三年先になつてもできやしない。それは別として、現に予算で成立している分に対してだけでも数百局から一千局の希望があるのに、これを今日まで怠慢によつておくれかしておる。それを今年は二百五十局といふものをやらなければならぬ。板野郵務局長は、もうだいたい進んでおりますと言つたが、これは去年の五十局分ですか、新しい二百局分ですか。

○板野政府委員 本年度の二百局分につきましても、地点等について全然手をつけておらないといふのは六十八局しかございせん。あとの百三十局の方は……

○片島委員 前の五十局は、○板野政府委員 前の五十局につきましても、三局はすでに開局済みでございまして、その他の約四十局分につきましても、これは今年と同じようにに地点等は大体きまつておるわけ

けであります。

○片島委員 そういたしますと、簡易郵便局が百局とれておるのであります。簡易郵便局といふのは最初のころは非常に評判がよかったけれども、だんだんやつてみると、いわゆる請負をしておる町村なり農協とかいふたやうなところがその負担にたえかねて、直轄に昇格をしてもらいたいといふ陳情が新設以上にたくさんある。私もずいぶんその陳情を受けて、陳情書は国会にも出ましたし、あるいは郵政当局にも出たのであります。しかし、またこれを切りかへるということが、取扱い物数などの関係でなかなか困難である。実施をしてみたいところが、早

○片島委員 いや、大臣はそうおっしゃつても、予算は直轄無集配特定局が二百局、簡易郵便局が百局、これだけしか予算がないのですよ。だから、その他と言つても、予算はないのです。予算はないのが、それでやりくりをやるやうというのが田中郵政大臣の構想だつたが、それを今郵務局長の御説明でもはつきりされましたように、今までも同じやうな制度で今年実施をする

とさつき言われた。それは今年中に持ち越しの五十局と、ことしの二百局は事務費だけで、一局についての取扱手数料という金が少しいつておるだけで、それを百局、これを年内に全部やるやうに努力する。やるやうにしなされるならば、それで全部消化してしまふのですから、制度の改善、答申案などここにしんしやくする余地

ろしゅうございせんか。なかなかそう簡単にいかぬのじゃないですか。

○寺尾國務大臣 御指摘のように、予算のとれております特定局二百局と、三十二年度から持ち越してありますまだ完成いたしてありません五十局を加えて、特定局といつたものは二百五十局、それからほか簡易局といふものが百局ありますから、まずこれを、御指摘もありましたので、私の方としては、本年度中に完成させる。なお先ほど私が特定郵便局制度の答申案を尊重して検討すると申し上げましたのは、その他の簡易局を相当ふやそう、こういうやうな田中前大臣の方針の問題について、今後の問題として検討していく、こう申し上げたわけであり

○片島委員 いや、大臣はそうおっしゃつても、予算は直轄無集配特定局が二百局、簡易郵便局が百局、これだけしか予算がないのですよ。だから、その他と言つても、予算はないのです。予算はないのが、それでやりくりをやるやうというのが田中郵政大臣の構想だつたが、それを今郵務局長の御説明でもはつきりされましたように、今までも同じやうな制度で今年実施をする

とさつき言われた。それは今年中に持ち越しの五十局と、ことしの二百局は事務費だけで、一局についての取扱手数料という金が少しいつておるだけで、それを百局、これを年内に全部やるやうに努力する。やるやうにしなされるならば、それで全部消化してしまふのですから、制度の改善、答申案などここにしんしやくする余地

はなくなってしまうのです。今まで五十局でさえ、一年繰りで繰り延べにして、それが全部でできなかった。今年は昨年のかかえ込み五十局、ことしの二百局、合せて二百五十局を完全に実施せられるかどうか、このことを聞いておる。

○寺尾国務大臣 今お示しの特定局二百五十局、簡易局百局ということにつきましては、年度内にこれを完成すべき大いに努力をいたします。なお将来の問題としては、先ほど申し上げましたように、この答申案を尊重いたしまして検討する、こういうことであります。

○片島委員 今の大臣の将来の問題は、来年度の予算からの問題であります。私は今年度の問題を言っておる。そうすると郵務局長に重ねて念を押しておきますが、二百局置局に伴う局長定員二百名、あとの二百名は事業の増進の目的で組んでありますけれども、この四百名というものは、いわゆる特定局を設置するために使うのであって、その定員は今でも手をつけておられては困るのです。ほかの方に回しておられたら、郵便局の設置ができなくなるのです。その定員は手をつけずに残しておいて、そうして特定局を本年度内にその定員を消化して、局舎を作った二百五十局設置される見通しがありますか。

○板野政府委員 仰せの通り、その定員は別にのけておきましてやるという方針であります。

○片島委員 それでは、もうやると言われるならば、今後の実行の進み状態を私たちの方から監視をしておきまして、その進捗状況によりましては、あらためてまたお尋ねをいたしたいと思

います。

本日議題になっておりますところのお年玉つき郵便葉書に関する件につきましては、本委員会ではすでに前国会においても相当詳細に論議をせられておりまして、またほかの委員からの御質問もあろうかと思ひますから、私は一点だけお尋ねをしたいのであります。この法律案が通過をいたしました場合に、去年までは四億五千万枚が寄付金つきであったのでありますが、この一円の寄付金のついたのを何億枚くらい発行せられる予定であるか、この点をお尋ねをいたします。

○寺尾国務大臣 前田中大臣の構想といたしましては、すでに委員会でも一応その方針を示されたこと聞いておりますが、寄付金のついておりますものを七億枚、寄付金のつかないものを一億枚、こういう決定をされて一応その方針を示されておったと聞いております。従いまして、私といたしまして一つ検討をしたい、そういうふうにしておいておきますが、ただ前国会におきまして与党並びに野党双方から、発行枚数については国民の要望等を勘案して、特に寄付を強制するというようなことにならないように、こういう御注意もありました。一方、寄付金についての各方面からの要望もあり、かたがた国民の消化能力という点をも勘案をいたしまして、郵政審議会その他各界の識者にも意見を聞き、これらを参酌いたしまして決定をいたしたい、かように考えております。

○片島委員 この法案の審議が最後になろうかと思うので、最後にだめを押

しておきたいのでありますが、憲法第八十九条には、公金その他の公けの財産、いわゆる公共施設は博愛の事業などに對し、慈善、教育などの事業に對して、その利用に供してはならないというのをいっているものであります。この関係をこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○寺尾国務大臣 郵政大臣は寄付募集の主体となりますが、寄付金は国庫の歳入となる、郵便局から郵便募金管理会に払い込まれるということになっておるわけでありまして、従いまして、郵政大臣が国の支出によって寄付するのではございませんから、憲法第八十九条には違反をしないものと考えております。

○片島委員 あなたは間違つた答弁をしておられる。今国の支出は何らないうと、あなたが、従業者が窓口で勤務を提供する。国家公務員ですから、国の支出です。お年玉の寄付金を窓口で取り扱うというのは国の施設です。郵便局の窓口は国の施設です。ですから、寄付金を国の施設を利用して使っているじゃないですか。

○寺尾国務大臣 なお、このはぎの発行及び売りさばきに要した費用は、この法律の第五條第六項によつて郵便募金管理会から郵政省へ納付することになっておりまして、国はこれらの団体に金銭上の利益を与えるということになっていないのであります。

○片島委員 まだそれでは不十分なんです。憲法には公けの施設などを使つて寄付金を募集するというのは——その取り扱つた経費をちやうだいするならば、それでいいという意味じゃないのです。公けの施設を使つてはなら

ないということは、公けの權威という、すなわち金銭にかえられないところの國の權威、公けの權威というものを利用して慈善事業その他の博愛の事業などに使つてはならないというのであつて、國の方に経費を幾らかちやうだいしたらいいのだというものは、憲法第八十九条の解釈には当てはまりません。たとい経費をとつても、そのあたりで街頭募金をやるのと違つて、郵政省という非常に大きな權威が寄付金の母体となるということは、金銭にかえがたい大きな効果があるのです。だからそういう國の支出をしてはならぬというところがこの憲法第八十九条に書いてある。

○板野政府委員 憲法第八十九条には、公金その他の公けの財産は博愛事業云々、これに支出し、または利用に供してはならない、こういうことが書いてございまして、私どももいたしましては、これは、實際上これに對して利益を与えるという方法でこの利用に供してはならない、こういうように解釈をしております。また従来、たとえば私立学校等におきまして、これは実は國から経費が出ておりまして、憲法上の問題になりましたけれども、これは八十九條の違反の問題ではない、こういう工合に法制局その他の解釈も一致しております。郵便局を使ひまして、この寄付を募るといふことも、單に郵便局の通常の施設、だれでも利用できる施設をこのために利用するというだけでございまして、私立学校等に國が補助をするという様な場合とちよつと趣きを異にいたしましたけれども、私どももいたしましては、これは八十九條の違反ではない、この

ように考えておる次第でございます。

○片島委員 それは八十九條の憲法の解釈について非常な曲解です。これは私が申し上げました通り、國という公けの權威を一つのよりどころにして寄付金などの仕事をやってはいかぬというところが憲法に書いてあるものであつて、ただ、だれもが使うところだから、だれでも使ひます。役場でも、市役所でも、東京都庁であらうと、県庁であらうと、それはだれでも使う公けの施設であるが、そういう一つの權威を持つたところをよりどころにして寄付を集めてはならぬ。それが問題になりながらも、一番最初にこの法律案が通過するときに、軽く、それをそう大きな疑義としなかつたのは、寄付金の対象となる金額が少かつたものですから、この程度のことはならばというところ、これはそう大きな問題にならなかつた。ところが、それが四億五千万になり、今度は七億になり、十億になり、二十億になり、これが何十億になつても、幾ら大きくなつても問題にならぬというわけにはいきません。一応一番最初は、金額が少い。少いうちは、法律に違反しておつても大したことはない。同じ法律で罰金を取られるにしても、たとえば軽犯罪法では立ち小便をしてもこれはやはり犯罪になる。しかし事柄がきつめて輕微であるから、それは刑罰に付さないだけで、見ても見ぬふりをする。しかし、それがだんだん大きくなれば、大きな問題になります。国会の正面玄関に来て立ち小便をやつたら、それはやられますよ。そういうことで、問題は同じことであつても、金額が小さくて、あまり大した問題でない場合は見のがす

ことができるが、今言われたように、だんだん金額がふえてくる。昨年四億五千万、今度は七億と、だんだんふえてくるのですから、そうなった場合には、一番最初の場合と、この法律の解釈も変ってこなければならぬと思うのでありますが、どうお考えですか。

○板野政府委員 憲法八十九条に関連する問題といたしましては、それは金額という点ではなくて、事柄の性質から、違反であるかどうかという問題でございまして、この八十九条に郵便局による募金が違反するかどうかという問題につきましては、当初この法律を作ります場合にもいろいろ論議をされたのでございまして、これは八十九条の違反ではないという結論に到達いたしました。今日これを実行しておる次第でございまして。

○片島委員 あなた方はこの法律案を出されたのでありますから、自分たちで、そういうことでも、ここで答弁をしなければ、なるほど、それはそうでございまして、憲法違反とは承知しながら出しました、とは言えないのは当りまえです。しかし、問題は寄付金ですから、寄付金という金額がついた場合には、それが非常に少額である場合には見のがさず、しかし金額が大きくなれば見のがせない、こういうことが出てくるのは当然であります。しかし、このことは私が幾ら言っても、今のような答弁しかないと思うから、それでは、さらに郵便法の問題でただしておきたいと思うのであります。

ほどの答弁、またおそらくそうなるであらう今までの政府側の答弁からいくなれば、八億枚発行して、七億枚には一元ずつの寄付金をつける。そうすると、要するに八分の一しかこの郵便法第二十二條によるはがきを買えないわけですから、八分の七は、どうでも構いません。年賀状を行って買おうとすれば、五円で買わなければいけません。一元は寄付金だからと強弁されるでしょう。一元は寄付金であらうと、なからうと、それしかなければ、それしか買えない。それじゃ私製はがきを買って、それに四円の切手を張ればよろしい——これは四円のはがきがあるわけですから、官製はがきという制度があるのに、わざわざ私製の紙代を出し、印刷代を出して別に作つたら、また一元以上につくかもしれない、つくでしょう。

良質の私製はがきを作つたら……やはり四円では出せない。せつかく郵便法第二十二條に、年賀状として出す場合には——たくさん出してもらうのだからという意味もありましょう、四円とすると、こう書いておいて、お年玉はお年玉でみなつくわけですが、寄付金のついたのが八分の七ということになるならば——今年のように二億五千万枚は四円が出る、四億五千万枚だけ五円であるということになれば、約半は四円というのがありますから、まだ幾らか救済できますが、八億のうち七億だけは五円だということになるかと、この法律第二十二條は羊頭狗肉の政策という点になっていくのであるが、この点についてどうお考えになるか。

○板野政府委員 四円を出すか、あるいは五円の寄付金つきを何枚出すかという点につきましては、先ほど大臣から御答弁になりましたように、いろいろ一般の要望その他御意見を承わつてこれを出すという点に相なる次第でございまして、私どもの世論調査等をしていまして結果によつてみましても、やはり五円の寄付金つきのものを相当出してほしいという声も、ちよつと今詳しい数字はわかりませんが、約六〇〇程度はあるわけではございます。また四円でも五円でもいいというふうなパーセンテージも一五〇くらいあるというふうなことでございまして、その他意見なしというふうなものもございまして、私どももいたしましては、そういうような点も勘案しながら、四円をほしいという方に御不自由をかけるというふうな意味でなく、この寄付の趣旨もよく了解していただいて、この発行の枚数を決定いたしました。このように考えておる次第でございまして。

○片島委員 あなたは、それを自分だけが持っている資料だと思われながら、そういう下手な答弁をされるが、その資料は私も見ているのです。その資料には、四円も五円も両方出してくれというのが大多数なんです。それはその通りでしょう。だが五円ばかりにしてくれというのが過半数になつて、四円が幾らでもいいというのが少いなんて——それは常識で考えてみて、ここにおられる皆さんに、四円と五円と両方あった方がよろしいとございましてと聞いたたら、それはみな四円、四円というのが百人が百人当りまでですよ。それは寄付をするだけの能力のある、普通われわれは五円でもかまいません。しかし小学生でも、いろ

いろな社会施設などに入っている非常な貧困児童あたりでも、やはり年賀はがきを出したい。そういうものに私製はがきを買って、四円張れば出せるなんというふうなそつけないことでは、郵便のサービスはできない。やはり郵便局に行けば、四円でも、一元でも安いものが、非常に貧乏な大衆でも買えるという制度があつて初めて、郵便事業というものがほんとうに一般大衆のサービス機関であるということになつてくる。あなたのような言い方をされて、憲法上の疑義もない、それから五円というの、一元は寄付金だからというふうなことで考えていくと、八億枚のうち、一万枚だけは四円をつけておいて、七億九千九百九十九枚は五円でもかまわぬ、極端にいえばそういうもの。あるいは一つも出さぬでもいいかもしれない。もとは四円、あとはみな寄付金ですから、郵便料は四円であるし、この法律の第二十二條というものは、四円でも買えます、出せませんという趣旨ですから、それにプラス一円がついた場合に五円になる。もとの郵便料は四円で済むと解釈してみたところ、貧乏な子供なんかにはわかりやしません。四円と書いてあるから四円だ、こういうふうに考えておる。それを四円は少くてもかまわぬ、資料はこうだとおっしゃるが、私は資料は拝見しました。資料はやはり四円も五円も一緒にあつた方がいい、こうなつておりますが、どうですか。

○板野政府委員 資料によりまして、四円でもいい、五円でもいい、四円、五円両方出すべしという意見も、御説の通りでございます。しかしこの四円の方を何枚出したらいいか、あるいは五

円の寄付金つきを何枚出したらいいかという点の資料というよりも、両方あつた方がいいという一つの調査の結果でございますが、これは安ければ安い方がいいというのが人情でございまして。しかしながら一元の寄付というものは、とうとう社会的な性質のものでございまして、国民の方も、これは一般の恵まれない人の正月のお年玉なんだから、この郵便はがきに一元のお年玉をつけてやってもいいのではないかと御意見の方も相当ございまして。そういうことも、われわれの方としてもいろいろ考慮しながら、その数字をきめていきたい、こういうふう

に考えております。

○片島委員 郵務局長は、そういう非常に曲解される言葉を使つてはだめです。四円のはがきにも、五円のはがきと同じようにお年玉はついておるので、今言っているのは寄付金です。お年玉は四円にも、五円にもついています。あれを持っていけば抽せんしてくれ。それを一般の人が五円の方はお年玉の代金だと考えると、これは大へんな間違いだ。四円にも同じようにお年玉はついておるのです。五円というの、一元は寄付金なんです。それを郵務局長という最高權威の人が、お年玉を一円つけてやってもいいという、そういういいかげんな言葉を使つては困ります。これは議事録に残る。私が言っているのは、一元くらの寄付金はよからう、これは一般の人は問題ない。しかし、どのくらいにしたいのかということは、資料に出ない。それは出ないですよ。どのくらいの需要があるかということ、一般大衆が知っておるわけがありません。一億出し

○板野政府委員　私の説明がどうも不十分でございましたので、補足させていただきます。四円にも、五円にもお年玉がつきます。おっしゃる通りでございます。ただ私の申し上げましたのは、一円の寄付金というものは、ちょうど一般の利用者がお年玉をもらうと同じように、一般の貧しい人にも、お年玉的な意味で一円を寄付しようという方も多いということを申し上げたわけでございまして、今までも過去二年間、四円にも五円にもお年玉がついておる次第でございます。どうも説明が不十分でございました。

○板野政府委員　もし八億発行するといつたしまして、七億が寄付で一億が四半円でいいのかどうかという点につきましては、先ほど大臣が御答弁になりましたように、これは各界の御意見等もお聞きいたしましたので、そうして郵政審議会の議を経まして、そこできめるという段取りになっておりまして、ただ私どもといつたしまして、前国会ではこうだという点を申し上げた次第でございます。

○片島委員　郵政審議会と言われます

が、あなたの方で案を作って、説明を
して、やはり質疑はありますが、それ
に反対するような委員は——あなたの
方で郵政審議会の委員は任命してお
られるわけですし、おそらく絶体多数
で、自分たちの腹が痛むわけじゃあ
りませんから、みな、一円でやろうじ
やないか、よかろうということになる。
しかし一般大衆はそういうわけにいき
ません。小学生まで年賀はがきは出
ます。最近はい昔の風潮に返りつつあ
る。私はいいことだと思う。一年に一
回のごぶさたおわびぐらいはやった方
がいいと思います。それが、法律的に四

円で買えるのが買えないようになります。サービスが悪くなる。今までは二億五千万枚買えたのが、一億枚しか買えない。減るんです。だんだんサービスをよくしていこうというのに、サービスが悪くなる。しかも去年は、四億五千万と二億五千万、合計七億であった。ことしは昨年の分には全部寄付金をつけるということになりますから、非常な不便、サービスの低下になる。私はこの点を追及しておる。しかし、ほかの委員から関連質問があるそうでございますから、ほかの問題について

は、またあとで伺います。

○淺香委員長 金丸德重君。

○金丸(徳)委員　お年玉の法案につきましては、前国会からすでに論議が続けられております。私がいささか疑問に思つておつたことにつきまして、すでに十分尽されておるかもしれぬことをおそれるのでありますが、しかし、一応私といたしましてはやはりお伺いをいたしておきたいと思ひます。さような意味におきましてお答へを願ひたい。

この法案で一番問題になります点は、今片島委員から問題にされましたことの数量のことだと思えます。実際問題として、私は地方において見ておたのでありますが、お年玉つきはがきの数量につきましては、現地の郵便局長、特にいなかの特定郵便局長などは、この売りさばきについてはずいぶん苦労をいたしておるのが、今までの状況でありました。そのために、事前注文取りに歩くとか、あるいは自分で何かの宣伝方法を持ったりして、数量の消化に努めておるといようなことであつたのであります。そこで、この

数量は、今聞きますと、今年は四億五千万であったのが、来年は七億くらいを出そうと言われるのですが、このような飛躍的に増加する、あるいはされなければならぬ事情、あるいはしてもよろしいとお見込みになった条件、そういうようなものについて少し承わらしていただきたいと思ひます。

○板野政府委員　お答えいたします。三十二年度のお年玉つきはがきの売りさばき状況並びに年賀郵便の総売りさばきの枚数は、大体八億六千万でございまして、ことしの郵便物の伸びから

いたしますと、大体九億くらいには十分なるという見通しでございます。年賀はがきの八億は、昨年の売りさばきの状況から見まして、さして困難な数字ではない、さように考えておるわけでございます。それから寄付金つきのものをどうするか、あるいは四円のものをも幾ら出すかという点につきましては、先ほど大臣からお話ございましたように、さらにいろいろな御意見等も承わりつつ、また今後の社会的ないろいろな要望という点も勘案しつつ、今後の審議会で決定されていく、このような状況になっておる次第でございます。

○金丸(徳)委員 数量の点については、これから十分世論を調査なさる、あるいは審議会で審議を受けてと、こう言われますが、しかし実際問題としては、何か七億くらいで計画が進められておるのじゃないかという疑いを私は持つのであります。前国会における討議の中におきましても、これは強く主張されておるところでありました。のみならず、この法案を通すにつきましては、厚生省との間にもかなりいろ

いろと折衝が持たれておると思いますが。厚生省といたしましては、このお年玉つきはがきによって受けるところの社会福祉施設についての経費といいますか、そういう方面に対して、かなり大きく依存している、期待していると思います。それが七億と押えられるか、それとも四億と押えられるかにつきましては、社会福祉事業の将来の見通しについていざいぶんな大きな問題だと思えます。私はさような意味におきまして郵政省が七億という一応の根拠をいいますか、数字を出されたことにつ

きましては、ずいぶん検討されておる
と思ひますので、これを非常に重要視
してお尋ねをいたしておるのでありま
す。問題は、去年寄付金つきでない二
億五千万を種にして、四億五千万を売
りさばいた、しかも、このさばき方
については、これは中央におかれてはど
うごろんになっておるか知りませんけ
れども、私ども地方においていろいろ
勧誘を受けた方ですから承知いたして
おるのでありますが、前々から注文取
りをする、説明会をする、あるいは利
用者を集めてお茶菓子くらい買ってい
ろいろやるというようなことをして、
苦勞をいたしておるのであります。二
億五千万を種とするということ少し
不適當かもしれませんが、とにかくそ
ういうものを持っていて四億五
千万をさばく場合においても、なおか
つそういう苦勞をしておる。今度の御
計画のように一億ぎり出ないんだ、そ
れで七億という比率をもってこれをさ
ばけということになりますと、現地の
者としては、今まで以上に何倍かの苦
勞をしなければならぬと思うのであり
ますが、その点はどういうものでし
うか。

○板野政府委員　すでに七億で準備しておるのじゃないか、こういうようなお話でございしますが、これはただいま決してやっております。一応この前の国会のときにそういう案もあるというところをお話した状態を、今日までもまだ続けておる次第でございます。

それから、この売りさばきにつきまして従事員が非常に苦勞をする、これは私どももその点につきまして十分に承知いたしております、また私ども也非常に感謝をいたしておるわけでございます。

が、これらの労苦をなるべく軽減をさすようないろいろな売りさばき方法につきましても、今後十分に対策を立てますと同時に、これらの労苦に報いるような各種の年末の施設につきましても、さらに検討いたして考えていきたい、このように思っておる次第であります。

○金丸(徳)委員 数量の点につきましても、これ以上かれこれ言っても仕方ないことではあります、そこで、数量がどうなるにいたしましても、去年の四億五千万よりも減るとかなんとかいうことはあり得ないように私は思うのであります。またそのように、郵政大臣としては、これに大きく一歩前進されたというよりも、社会福祉施設について今までとかく縁の下力持ち的な存在といえますか、そういう立場で来たものが、今度ほんとうに表に出て、全責任を持ってこれに力をお入れになるということではありますので、ほんとうに画期的な第一歩を迎えられることと思ひます。さような意味におきまして、去年の四億五千万よりももう少しよいになるであろうことは想像されますし、また私もそういうことを期待するのであります。それだけに現地の実際に売りさばきに当る者、消化に当る者たちの苦勞なり何なりにつきましても十分御研究をいたしたい、これに対する対策を練っておいていただかなければならないと思ひます。今郵務局長からのお答えによりますと、十分考えておる、こういうことであります、物質面においていろいろと対策を講ぜられるということ以外に、何か精神的といひますか、心理的に非常に張り合いを持つ、あるいは非

常に意義を感じるといふようなことについて何かお考えを進められておりますか、どうですか。

○板野政府委員 この法案の条文はちよつとわかりませんが、寄付を受ける団体等が守るべき事項というように項目がございまして、その中にも、この寄付を受けて作られた施設が、ほんとうに郵便従事員の汗水たらした結果によるものだといふ表示もせしめてもらいたいといふようなことを、この中に一項目うたう予定でございまして、さらに寄付を受ける団体あるいは一般の国民に対しまして、このお年玉のはがきによる寄付金の意義を今後ともさらに一そう周知徹底させていきたい、このように考えておる次第でございいます。

○金丸(徳)委員 まあ心理的に張り合いを持たせるといふような意味におきまして、私もその具体的な案を持つわけではございせんけれども、ただ管理会の構成などについては、自分たちの最も注文しやういすとか、あるいは注文というおかしいですが、近しい人々を送り込んでもらう、あるいは各現地にある社会福祉協議会というようにもの構成メンバーに——公務員が入れるかどうか知りませんけれども、しかし公務員たるの地位から去った者、しかしながら郵政事業に非常な理解のある者を、そうした社会福祉協議会というようなもののメンバーに送り込んでおいて、その中で、社会福祉事業の運行の状況なりを承知しながら、またお年玉はがきの売りさばきによつて社会福祉事業に貢献せんとする郵政従業員の意思が、そこに十分に反映していくような形をとるようなことも、

一つの方法だと思ふのであります、いかがでありますか。

○板野政府委員 すでに中央の共同募金会におきましては、御承知のように郵政省関係の人も入っております、連絡も十分にとりつやうな次第でございまして、地方におきましても、今後私も、共同募金会あるいは日赤等とも十分お打ち合せをいたしまして、連絡を緊密にいたしまして、この寄付金による施設がうまくできる、このように進めるための、ただいまおつしやいましたような方法につきましても、一つ今後いろいろ打ち合せをしていきたいといふように考えております。

○金丸(徳)委員 私は、この法律が今まで長く懸案にされておつた幾つかの問題を片づけるといふ意味において、大へん御苦勞なされたことにむしろ感謝の念をさへ感ずるものであります、それにつきましても、これによつて郵政従業員が表に出てきたといふ意味におきまして、非常に責任感を強めると思ひます。苦勞は増してくる。今まではほかの、厚生省の仕事をお手伝いするといふような気持であり、また現地でいろいろ問題になって、たとえば抱き合せするとは何事だとか、五円があつて、四円が売り切れるとは何事だといふようなことで、窓口ではとかくいざこざを起しておる。それらに対して汗水たらして弁明これ努めておるといふような状況であつたのであります、それににもかかわらず、よそさんの仕事を手伝うといふような気持もあつて、若干は気が案であつたかもしれません。しかしこの法律で、今度は表に出て、自分たちが全責任を持つてこれ

に当らなければならぬといふ立場に置かれておると思ひます。さような意味において、そういうことについての責任感を満足せしめるだけの対策というものは十分立てておいていただかなければならないと思ひます。この問題につきましても、それだけにとどめておきます。

もう一点、これは話が非常に飛躍するかもしれませんが、しかしこの法律の中にはお年玉つきはがきばかりでなく、その他の寄付金つきはがきが出てくるような形になっておるのであります。かつて四、五年前でありましたが、私はかすかに記憶するのであります、私ども、広告を刷り込んだ官製はがきを売り出すといふような制度をとられたことがあつたように思ひます。この制度の現在の状況などについて一つ承わりたいと思ひます。

○板野政府委員 広告を刷り込んだはがきの発売は今までのいたしておりました。ただ済印にかける際に、その済印に広告を入れますと配達をするといふ例はございいます。

○金丸(徳)委員 それは政府として研究されておつたといふことだけだったんで、実際問題として表に出なかつたといふことであります。研究されたことはあつたように記憶するのであります、いかがですか。

○板野政府委員 いろいろお申し出もあつまして、研究をいたしましたけれども、これを売りさばく等につきましても非常に難点がございまして、今日まで実現を見ておりません。

○金丸(徳)委員 実はこのお年玉はがきの売りさばきについては、私は苦勞する面ばかりを見ておるのですから、特にそんな感じを持ったのであります、これは期限的に非常に制約されておる、あとはただになつてしまふ。ただと言つてはおかしいが、むだになるということ、現地の郵便局長なりその他の幹部の人たちは、この消化について非常な苦勞をしておる。これは期間的に限定されておる、しかも数量が多いからといふことであるのであります、今のお考えをもう少し進めていただいて、一般的に常時寄付金を取るような形、これは必ずしも一月とか二月といふことでなしに、半年かかって一年かかってもいいから売れるといふような寄付金つきの、しかもそれは利用する方——利用する方——自分たちの仕事にもなるという、一挙兩得の案をお考えになる時期になつたのではないかと思ふのですが、いかがでありますか。

○板野政府委員 郵便はがき等に広告をとるとか、あるいはこれに常時寄付金をつけてやるというようにすることにつきましては、その手数等も非常に煩瑣でございまして、ただいまのところ私どもとしては考えておりません。

○片島委員 少しく締めくくりをしておきたいと思ふのであります、昨年度までの寄付金四億五千万円というものは、その配分の時期、それからその管理についてどういふようなことが行われてきたのであります。今度は新たに管理会というのが別にできますから、そこで出納をやるようになっておるのであります、出納のみでなく、その管理をどういふふうにしていくのか。たとえば四億五千万円というの

には相当の利息などもついたであろう
と思うのでありますが、そういうもの
はどういうふうな処理がされたか、そ
ういった管理の方面をお伺いしてお
きたい。

○板野政府委員 このお年玉はがき発
行の当初におきましては、御承知のよ
うに寄付金は郵便局から直接に共同募
金なり日赤に参ったわけでございま
す。ところが、その寄付金が幾ら集
まったかという集計等につきまして、
いろいろ手数を要しますと同時に、
またその使途等につきまして、御承
知のようにいろいろ批判があった、こ
ういうことで、昭和三十一年と思い
ますが、そのころから共同募金と日赤が
共同いたしました、私的な団体でござ
いますのが、募金の保管部というもの
を置きまして、この金を保管部が管理
する、こういう仮の制度を作ったわけ
でございます。ただいままでのやり方
は、各郵便局から郵務局長個人の振替
口座に金が一括して払い込まれ、その
寄付金を保管部に回す、このような変
則的な形をとっているわけでございま
す。その理由は、先ほど申し上げまし
たように、この寄付金の清算をいたし
ます場合に、郵便局におきましてどの
くらいはがきが売れたか、その枚数が
わかれば、当然そこに寄付金の額が全
部わかるわけでございますけれども、
これを通り抜けにいたしますと、たと
えば共同募金にそのまま参りますと、
共同募金の方では各種の募金もたくさ
んございますので、それと混在いたし
まして、なかなか清算ができにくい、
こういう関係になりますので、ただい
まは一応郵務局長をトンネルにいたし
まして、保管部にそれが保管される。

それらの利息でございますが、ただい
ままで約一千九百万円の利息がたまつ
ております。これらの利息は、郵政審
議会等にも諮りまして、この寄付目的
に沿って、さらにこれを配分するとい
う計画を持っております。

○片島委員 そうすると、今度管理会
というのでできるわけでありますが、
従来共募、日赤で作っておった管理部
ですか、保管部、あるいは今郵務局長
個人の口座に入っておった四億五千万
円、その関係は、今度法律案が改正に
なりますれば、四億五千万円は、郵政
大臣と厚生大臣の覚書にもありますよ
うに、従来と同じように手をつけな
い。こういうような趣旨でありますか
ら、今後は四億五千万円は郵務局長の
個人口座にも何も入らないで、そのま
ま、従来通りとすれば、日赤二、共同
募金八という二対八の割合で配分され
ておるのでありますが、それは郵務局
長の口座なども通過しないままに直接
行くようになるかどうか、その点を御
説明願います。

○板野政府委員 この法律案にもござ
いますように、すべて寄付金は一応全
部郵便募金管理会に保管をされるとい
うことになりますので、直接には共同
募金にも日赤にも行かない、こういう
仕組みになっております。

○片島委員 従来だんだんと四億五千
万にまでせり上った既得権があるので
やはり共募、日赤八対二の割合でおそ
らく今後も配分されるものと思うので
ありますが、非常に高額な金額であり
ますので、私はこの機会に共募及び日
赤の役員構成、その役員の、たとえば
会長あるいは副会長、常務理事、そう
いう方々の前歴、今まで何をやってお

られたか、そして現在は何をやってお
られるか、この名簿を明日の委員会に
出していただくようお願いしておき
ます。

○浅香委員長 次会は明三日午前十時
より理事会、十時三十分より委員会を
開会することとし、本日はこれにて散
会いたします。

午前十一時四十九分散会

昭和三十三年七月五日印刷

昭和三十三年七月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局